

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、**化学肥料・農薬の使用低減**
などに取り組む**農業者の認定制度**がスタートしています！

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

今後のメリット

環境保全型農業直接支払交付金等は、令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することが検討されています。

みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- ▶ 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入した場合、次の金額を**上乗せして償却**できます。（機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%）

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械（耐用年数7年）を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業、農地利用効率化等支援交付金 など

メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます。

- ・国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む。）は、貸付対象となりません。
- ・審査の結果などにより、ご希望に沿えない場合があります。計画申請の準備段階から、日本政策金融公庫にお問い合わせください。

計画認定の手続き

（提出書類）

別記様式第1号、第4号ほか

※土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合はほ場の土壌診断結果を添付

農業者

① 認定申請

② 計画認定

仙台地方振興事務所
農業振興部

農協部会等によるグループ申請も可能です！

★どんな取り組みが対象になるの??

下記の環境負荷低減に取り組む農業者の5年間の実施計画を認定します。

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用
- ・農業用プラスチックの排出削減 など

申請様式はこちらのホームページから



お問合せ先 宮城県仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班
TEL 022-275-9250